

労働・助成金情報 特急便

第 12 号 (2012 年 3 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

日増しに春めいてきました。さて今月号は、最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）についてのご紹介です。ぜひご参考にされて下さい。

最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

地域別最低賃金が平成 23 年 4 月 1 日現在 700 円以下の都道府県（福岡県も対象です）に事業場を置く中小企業事業主が、最低賃金の引上げに先行して事業場内の最も低い賃金を時間給または時間給換算額で 4 年以内に 800 円以上に引き上げる中小企業に対して、賃金引上げに資する業務改善に要した費用を支援する制度です。

【対象地域】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

➤ 支給要件

次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- ① 地域別最低賃金額が平成 23 年 4 月 1 日現在 700 円以下の道県に事業場を置く中小企業事業主であること
- ② 事業場内最低賃金が時間給等 800 円未満の労働者を使用していること
- ③ 賃金改善計画および業務改善計画を策定し、労働局長に申請書を提出し、交付決定を受けること
賃金改善計画とは・・・
交付申請書を提出した年度に事業場内最低賃金の時間給等を 40 円以上引き上げ、かつ、4 年以内に 800 円以上とする計画
業務改善計画とは・・・
賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等に係る経費の合計が 10 万円以上で、労働者の意見を聞いた計画
- ④ 事業実施計画に基づき、次の措置を実施すること
ア) 事業場内最低賃金規定の作成
賃金改善計画に基づき、就業規則等で、申請年度において事業場内で最も低い賃金から時間給等で 40 円以上高い事業場内最低賃金を定めること

イ) 賃金改善の実施

ア) により定められた就業規則等に基づき、賃金を引き上げること
(確認期間として3ヶ月間の支払い実績が必要)

ウ) 業務改善の実施

業務改善計画に基づき業務改善を実施し、その経費として合計10万円以上の支払いをおこなうこと

➤ 支給額

業務改善に要した費用の1/2 (上限100万円)

➤ 対象経費の例

① 就業規則の作成や改定

事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料等

② 賃金制度の整備

事業場内で最も低い賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費等

③ 労働能率の増進に資する設備・機器の導入

(1)在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用等

(2)作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入費用等

④ 労働能率の増進に資する研修

新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用等

➤ 受給のポイント

助成されるのは、賃金引上げに要する費用ではなく、引き上げとともに行う就業規則の整備等の「業務改善にかかる費用」です。就業規則の改定などに要する社労士報酬なども補助の対象となります。事前に、業務改善計画等の認定が必要な点に注意が必要です。

➤ 手続きの流れ

